

巡回指導における改善指摘事項に対する改善の徹底について

適正化実施機関が行う巡回指導において、改善する必要が認められた項目については、「貨物自動車運送事業の改善結果について(報告書)」により改善結果を報告して頂いていきます(群馬県適正化通信 NO.15 参照)が、一部の事業所で報告書の未提出や、改善がされない状態での報告書の提出が見受けられます。

その結果、運輸支局の監査時に同じ項目を指摘され処分を受けている事業所があります。加えて巡回指導を行った事業所の中で、毎回前回と同じ項目がまた指摘されている事業所もあります。

今般、これらを踏まえて改善結果の報告書と一緒に改善が行われた事が分かる挙証書類の提出を改めてお願いします。また、従来報告期限を巡回指導日から原則3ヵ月以内としてきましたが、平成26年12月から巡回指導を実施した事業所は報告期限を2ヵ月以内とします。

但し、巡回指導における評価がD・Eの事業所については、報告期限を1ヵ月以内としますので、改善に向けた積極的な取組をお願いします。

また、報告期限が経過したにも関わらず報告書の未提出事業所については、適正化実施機関から電話等により改善状況について確認をさせて頂き、改善へのアドバイスを含め、改めて改善報告書の提出を依頼することとしましたので、今後の対応をよろしく願いいたします。

1. 特に多い未改善事項

- (1) 適性診断(初任・適齢)未受診
- (2) 特定運転者に対する特別な指導(初任運転者・高齢運転者)未実施及び記録簿の保存なし
- (3) 事業報告書・事業実績報告書の未提出
- (4) 運転日報の記載漏れ
 - ① 休憩又は睡眠をした地点及び日時
 - ② 大型車両の貨物の積載状況
- (5) 運行管理者・整備管理者の2年度に1度の研修未受講
- (6) 定期点検の未実施及び記録簿の営業所への保存(12ヵ月点検を含む)
- (7) 健康診断の未受診(大半の受診はあるが1、2名の未受診あり・前回受診から1年以内の受診なし)
- (8) 社会保険等の未加入

※ 年末年始に向けて、インフルエンザの予防と「輸送の安全第一」に、車両の点検、交通事故の防止(特に飲酒、危険ドラッグ、轢き逃げ、過積載等)徹底を願います。

不明な点は気軽に適正化指導員にお尋ね下さい。

群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関

電話 027-212-8821